

(別紙) 【指定訪問看護事業者等用】

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護
又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限
る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定
する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。